



定性的開示事項

●自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	東山口信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	801百万円
償還期限	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで利益の内部留保による資本の積上げ等により自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

●信用リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的指針等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの管理は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信構造（ポートフォリオ）管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析を行うとともにモンテカルロシミュレーションを活用して、信用リスクの計量化なども行っています。信用リスク管理の状況については、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金については正常先、その他要注意先、要管理先について、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先について、担保及び保証による回収見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社を採用しています。

- ・格付投資情報センター
- ・日本格付研究所
- ・スタンダード&プアーズ
- ・ムーディーズ

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は融資に際して、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただきた上でご契約いただく等、適切な取扱に努めております。

信用リスク削減手法として当金庫が扱う主要な担保としては自金庫預金積金等、また保証には、信用保証協会保証、政府関係機関保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「事務取扱規程」及び「事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。



●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである証券化取引をいい、再証券化エクスポージャーとはそのエクスポージャーをいいます。

当金庫が証券化取引（再証券化取引を含む。以下本項において同じ。）を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行うこととしております。

当金庫が保有する証券化エクスポージャーについては、信用リスク及び市場リスクが内包されますが、「余資運用基準規程」及び「統合的リスク管理規程」等で定める保有限度枠内で取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行うこととしております。

(2) 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを経理部において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行ったうえで判断することとしております。

また、保有する証券化エクスポージャーについては、経理部において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を適時に収集し、リスク管理委員会へ報告を行い、リスク管理委員会は、経理部から報告を受けた内容を確認し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行い、常務会へ報告することとしております。

なお、再証券化エクスポージャーについても、証券化エクスポージャーと同様の対応を行うこととしております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することとしております。

(5) 信用金庫の子法人等（連結子法人等を除く）のうち、当該信用金庫が行った証券化取引（信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ございません。

(6) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、その評価及び会計処理については、企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」等に準拠しており、時価を把握することが極めて困難と認められる場合を除き、市場価格及びこれに準じるものとして合理的に算定された価格による評価を実施することとしております。

(7) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。

なお、証券化エクスポージャーの種類ごとに使用する適格格付機関を分類はしておりません。

- ・格付投資情報センター
- ・スタンダード&プアーズ

- ・日本格付研究所
- ・ムーディーズ

●オペレーション・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーション・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では各リスク管理要領に基づき、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

事務リスク管理については、事務リスク管理要領にリスク管理の手法と手続きを定め、本部・営業店一体となりその遵守の徹底を図り、事務品質の向上に努めています。

システムリスクについては、システムリスク管理要領に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、各項目について運用面の徹底を図り、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して管理態勢の強化に努めています。

その他のリスクについても、苦情相談に対する担当部署の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めています。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

●銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託等にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を経営陣に報告するとともに、複合的なリスクの分析を実施し、定期的に経営陣やリスク管理委員会へ報告しています。

一方、非上場株式、政策投資株式に関しては、当金庫が定める「余資運用基準規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

●銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値（現在価値）や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいいます。当金庫では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、他の市場リスクとの関係性を考慮しながら、銀行勘定の市場リスクを一体的に管理しております。

当金庫では、自己資本に照らして許容可能な水準にリスクをコントロールすることを基本方針としており、金利リスクは、資本配賦運営の枠組みの中で、市場リスクの一部として管理されております。特に、有価証券の金利リスクにおいては、残高、損失限度、VaR等に限度額を設定し、一定の範囲に抑えるよう月次で管理を行っております。市場リスクのミドル部門であるリスク管理委員会は、これらの遵守状況のモニタリングを通じて、市場リスクのみならず、金庫全体のリスクを総体的に把握し評価を行うとともに、リスク管理の状況を四半期ごとに常務会に報告しております。

有価証券の金利リスクは月末日を基準日として月次で、銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては、3・6・9・12月末日を基準日として四半期毎にリスク量を計測しております。なお、金利リスクを削減する際は、有価証券、預け金等の残高調整、金利更改期の期間調整で対応しており、金利スワップ等ヘッジ取引は行っておりません。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

定量的事項で開示している銀行勘定の金利リスク（IRRBB）は、金利ショック下の銀行勘定の現在価値変動（ ΔEVE ）および金利収益変動（ ΔNII ）を示しています。

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.3年、最長の金利改定満期は5年、また、流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用



しております。なお、固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については考慮しておりません。

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しておりますが、金利リスクの合算においては通貨間の相関等を考慮しておりません。また、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しております。

Δ EVE、 Δ NIIに重大な影響を及ぼす内部モデルは使用しておりません。また、 Δ NIIの前事業年度末の開示からの変動については、開示初年度につき当期末分のみを開示しております。

重要性テスト（ Δ EVE／自己資本の額）の測定値は金利リスクの許容水準を認識するための重要な経営指標と捉えております。今後、リスク管理の高度化に取組み、収益性を維持しながら適正なリスクコントロールに努めてまいります。

(3) その他の金利リスク計測について

当金庫では、 Δ EVEおよび Δ NIIに加え、VaRおよび100BPVを計測しております。

VaRについては、「分散共分散法」を採用し、観測期間を5年、保有期間を3ヵ月、信頼区間を99%としております。これは、金利変動が正規分布にしたがうと仮定した場合に1%の確率で発生する現在価値の最大減少額を表しております。

また、100BPVについては、金利が100BP（1%）上昇時の現在価値の変動の大きさと方向を表しております。なお、行動オプション性の考慮については、VaRおよび100BPVとともに Δ EVE計測と同様の内容しております。

定量的開示事項

●自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	8,384	8,706
うち、出資金及び資本剰余金の額	777	801
うち、利益剰余金の額	7,622	7,921
うち、外部流出予定期(△)	15	15
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	302	387
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	302	387
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	73	58
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	8,760	9,152
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)の額の合計額	8	24
うち、のれんに係るものと額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	8	24
繰延税金資産(一時差異に係るものと除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	61
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	8	86
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	8,752	9,066
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	76,641	81,132
資産(オン・バランス)項目	75,653	79,477
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	327	327
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	327	327
オフ・バランス取引等項目	911	1,579
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	76	72
中央清算機関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	0	2
オペレーションル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,742	4,712
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	81,383	85,844
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.75%	10.56%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。



自己資本の充実の状況等

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2018 年度		2019 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	76,641	3,065	81,132	3,245
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	70,702	2,828	74,517	2,980
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	30	1	30	1
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	91	3	91	3
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	190	7	190	7
我が国の政府関係機関向け	375	15	304	12
地方三公社向け	40	1	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	13,240	529	13,491	539
法人等向け	20,118	804	23,027	921
中小企業等向け及び個人向け	20,136	805	20,729	829
抵当権付住宅ローン	3,310	132	3,159	126
不動産取得等事業向け	7,864	314	8,012	320
3ヶ月以上延滞等	754	30	727	29
取立未済手形	6	0	4	0
信用保証協会等による保証付	612	24	671	26
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	131	5	151	6
出資等のエクスポージャー	131	5	151	6
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外	3,800	152	3,885	155
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその外部 TLAC 関連調達手段に該当するものの他のものに係るエクspoージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であつてコア資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクspoージャー	1,371	54	1,324	52
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外のエクspoージャー	2,428	97	2,561	102
②証券化エクspoージャー	—	—	—	—
証券化	S T C 要件適用分	—	—	—
非 S T C 要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	5,534	221	6,213	248
ルック・スルー方式	5,534	221	6,213	248
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	327	13	327	13
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額	—	—	—	—
⑥CVA リスク相当額を 8%で除して得た額	76	3	72	2
⑦中央清算機関関連エクspoージャー	0	0	2	0
口. オペレーションナル・リスク相当額を 8%で除して得た額	4,742	189	4,712	188
八. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	81,383	3,255	85,844	3,433

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクspoージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオーバラーンス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーションナル・リスク相当額を算定しています。

<オペレーションナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益} (\text{直近3年間のうち正の値の合計額}) \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

●信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化工エクspoージャーを除く）

■信用リスクに関するエクspoージャー及び主な種類別の期末残

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位：百万円)

エクspoージャー 区分	信用リスクエクspoージャー期末残高								3ヶ月以上延滞エクspoージャー
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引				
地域区分	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	
国 内	200,551	192,880	92,810	91,259	46,410	45,074	—	—	1,011 944
国 外	18,435	9,931	—	—	9,614	9,911	—	—	—
地 域 別 合 計	218,987	202,811	92,810	91,259	56,025	54,985	—	—	1,011 944
製 造 業	10,417	11,788	4,774	4,942	5,598	6,800	—	—	54 46
農 業、林 業	83	77	83	77	—	—	—	—	—
漁 業	36	36	36	36	—	—	—	—	—
鉱 業、探 石 業、砂 利 採 取 業	29	40	29	40	—	—	—	—	—
建 設 業	8,508	9,263	8,308	9,063	199	199	—	—	86 72
電 气・ガス・熱供給・水道業	4,185	4,351	775	741	3,404	3,603	—	—	—
情 報 通 信 業	633	872	160	145	300	501	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	5,778	5,769	3,456	3,248	2,308	2,507	—	—	3 3
卸 売 業、小 売 業	7,234	7,457	6,433	6,556	800	900	—	—	124 111
金 融 業、保 険 業	73,787	69,310	13,170	11,024	9,514	9,110	—	—	—
不 動 産 業	14,506	12,057	8,366	8,937	2,798	3,098	—	—	274 201
物 品 貸 貸 業	531	776	227	274	300	498	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	754	720	754	720	—	—	—	—	—
宿 泊 業	212	194	212	194	—	—	—	—	34 10
飲 食 業	2,193	2,052	2,193	2,052	—	—	—	—	104 153
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娛 樂 業	2,236	1,937	2,229	1,936	—	—	—	—	117 114
教 育・学 習 支 援 業	639	779	639	779	—	—	—	—	—
医 療・福 祉	3,491	3,341	3,491	3,341	—	—	—	—	74 74
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,811	2,787	2,811	2,787	—	—	—	—	11 6
国・地方公共団体等	47,743	38,891	9,655	9,116	30,801	27,765	—	—	—
個 人	24,999	25,241	24,999	25,241	—	—	—	—	123 149
そ の 他	8,171	5,061	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	218,987	202,811	92,810	91,259	56,025	54,985	—	—	1,011 944
1 年 以 下	43,399	54,314	10,769	11,199	2,531	2,810	—	—	
1 年 超 3 年 以 下	27,241	21,732	6,020	6,073	7,827	10,659	—	—	
3 年 超 5 年 以 下	22,793	19,778	6,968	7,453	10,325	9,025	—	—	
5 年 超 7 年 以 下	16,251	16,001	6,689	6,820	7,299	9,058	—	—	
7 年 超 10 年 以 下	31,160	19,400	9,916	9,473	12,844	9,834	—	—	
1 0 年 超	66,776	64,512	51,578	49,414	15,197	13,597	—	—	
期 間 の 定 め の な い も の	10,916	6,635	419	387	0	0	—	—	
そ の 他	448	437	448	437	—	—	—	—	
残 存 期 間 別 合 計	218,987	202,811	92,810	91,259	56,025	54,985	—	—	

(注) 1. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3ヶ月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

3. 上記業種区分の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクspoージャーです。

4. 上記期間区分の「その他」は、裏付となる個々の残存期間を把握することが困難なエクspoージャーです。具体的には代理貸付等です。

5. CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



自己資本の充実の状況等

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業種別区分	個別貸倒引当金											貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額			期末残高					
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	
製造業	32	30	30	30	—	—	32	30	30	30	—	4	
農業、林業	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	98	82	82	59	16	0	82	82	82	59	19	8	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	69	69	69	69	—	—	69	69	69	69	15	—	
運輸業、郵便業	596	583	583	575	1	2	594	580	583	575	1	—	
卸売業	78	77	77	82	—	—	78	77	77	82	7	—	
小売業	83	82	82	67	0	9	83	72	82	67	3	6	
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産業	234	103	103	61	113	28	120	74	103	61	—	—	
物品貿易業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	
宿泊業	9	9	9	9	—	—	9	9	9	9	—	—	
飲食業	73	55	55	56	8	—	64	55	55	56	13	0	
生活関連サービス業、娯楽業	257	215	215	212	69	2	188	212	215	212	—	—	
教育・学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
医療・福祉	1	23	23	24	—	—	1	23	23	24	—	22	
その他のサービス業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	1	
地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人（住宅・消費・納税資金等）	34	29	29	31	2	9	31	20	29	31	—	2	
海外円借款、国内義現地貸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	1,570	1,362	1,362	1,284	212	53	1,358	1,309	1,362	1,284	60	55	

※1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクspoージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	37,298	—	34,015
10%	—	6,863	—	6,147
20%	3,801	69,735	2,693	65,914
35%	—	9,608	—	9,167
50%	11,229	339	14,038	279
75%	—	37,682	—	38,824
100%	901	27,234	2,003	29,484
150%	—	271	—	243
200%	—	—	—	—
250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	15,932	189,034	18,734	184,077

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれおりません。

●信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ 信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,922	3,096	8,783	8,783	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

●証券化工エクスポージャーに関する事項

当金庫は、オリジネーター及び投資家としての証券化取引はございません。

●出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区分	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	95	95	90	90
非上場株式等	1,159	1,159	1,174	1,174
合計	1,255	1,255	1,265	1,265

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
売却益	1	0
売却損	—	—
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	44	39

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	—	—



●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクspoージャー	14,021	14,768
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクspoージャー	—	—

●金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	4,871	5,905	25	
2	下方パラレルシフト	—	—	450	
3	スティープ化	4,222	5,056		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	4,871	5,905	450	
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		9,066		8,752	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。